

アイヌ施策推進地域計画

1. アイヌ施策推進地域計画の名称
豊富町アイヌ施策推進地域計画
2. アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道天塩郡豊富町
3. アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

豊富町のアイヌの歴史としては、寛文7年（1667年）の松前蝦夷図に「テシホエソ」と地図上に最初の記載があり、そこに現在の豊富町が含まれる「テシホ場所」が開設され、松前藩と交易を行ったのが始まりである。

本町の多くのアイヌの方々が生活する稚咲内地区は、昭和23年（1948年）から入植がはじまり、入植者の多くが樺太引揚者で、特に広地村からの引揚者が半数を占めていた。

当時は半農半漁の生活を行っていたが、広地村時代の漁組役員であった小栗孝三を頼り、移住者の漁業振興が行われ、豊富町の漁業の基礎を築くとともに、その移住者の多くがアイヌの方々であり、その後、地域に根付いて生活基盤が確立されてきている。

現在においても、豊富町の稚咲内地区にはアイヌの方々が居住しており、地区の活動などを積極的に行っているが、一方で、この地区では他の地域のような伝統的な行事や活動は行われておらず、特別な扱いではなく、あくまで地区の一員として地区の発展を支えてきている。

豊富アイヌ協会の活動拠点となっている稚咲内生活館（昭和42年建築）については、老朽化及び耐震不足な状況であり、高齢者も多く、位置的にも日常的な利用に支障が出ていたため、令和6年3月にアイヌ政策推進交付金を活用し、建替を行った。新稚咲内生活館は、歴史写真の展示やアイヌ協会の蔵書を配架し、文化に触れられる拠点として、地区自治会、婦人会、老人クラブ、地区で活動しているNPO等、幅広い利用者層のもと、地区生活に浸透している。

豊富町内の産業である漁業においては、サケ、ホッキ、ヒラメ等を主として漁獲しているが、近年、担い手不足と高齢化により、アイヌの人々を含む漁業者が、大きく減少している状況にある。

移住当初から生息し、貴重な収入源となっていたホッキは、地区漁業者全員が操業しており、「茶ボッキ」と呼ばれ、地区の貴重な資源となっていたが、減少傾向にあるため、母貝の移植放流を行うとともに、生育を阻害しているカシパンの駆除を行い生育漁場の環境を整備することで、資源の安定化を図り、町の産業振興につなげていく必要がある。

○アイヌ関連団体

豊富アイヌ協会

設立：平成21年4月1日、代表者：田中 克夫 会員数：8名

○アイヌ文化関連施設

名称：稚咲内生活館（地域住民の交流の場としても活用）

所在：北海道天塩郡豊富町字稚咲内

現況：令和6年3月建築

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

地区の自主性を高め、移住者と将来にわたり融和を図り、地区の発展と住民への継承を図る。

(3) 数値目標

事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業
K P I	アイヌラッピングワゴン 利用者数
令和8年度 (基準年度)	1,000人/年
令和9年度	1,100人/年
令和10年度 (中間目標)	1,200人/年
令和11年度	1,300人/年
令和12年度 (最終目標)	1,400人/年

4. アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存または継承に資する事業

*該当なし

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

*該当なし

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■アイヌ文様ラッピングワゴン交通整備事業

当該地区は、路線バスの廃止に伴い、交通手段が脆弱であることから、豊富アイヌ協会の活動拠点となっている稚咲内生活館を起点として、アイヌ文様をラッピングしたワゴン車を運行することにより、市街地への通院や買い物等の生活支援を図るとともに、稚咲内生活館内に歴史写真の展示やアイヌ協会の蔵書を配架し、日常的にアイヌ文化に触れる機会を増やし、アイヌ文化への理解促進、普及振興を図る。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

*該当なし

5. 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和13年3月31日まで

6. 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

*該当なし

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和8年度～令和12年度

事業費：42,255千円

(3) コミュニティ活動支援事業

*該当なし

7. アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■4-1 *該当なし

■4-2 *該当なし

■4-3に記載する事業は、アイヌ文化関連の施策を実施することによって、アイヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが地区において共生社会の実現に寄与するものである。

■4-4 *該当なし

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

4の事業については、豊富町の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当課である豊富町町民課において事業者を特定もしくは想定をしており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、事業担当課である豊富町町民課において特定もしくは想定をしている事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画策定にあたり、アイヌの人々をはじめ地域住民から意見を聞いているが、反対意見は無かった。

8. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載するKPIであるアイヌラッピングワゴン利用者数について、実績値を公表する。また、事業を実施する部局以外の役場管理職員で構成する評価委員会により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

計画期間における毎年度3月末時点の数値目標達成状況について、事業を実施する部局以外の役場管理職員で構成する評価委員会による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、町公式ウェブサイトにて公表する。

9. 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

*該当なし

10. 内水面さけ採捕事業を実施する機関、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

*該当なし